

ID: 13

担当部署: 福祉環境課

| | | | |
|--|-------------------|----------------|-------|
| 処分の概要 | 登録の廃止の承認 | | |
| 例 規 名 根 拠 条 項 | 八頭町認可地縁団体印鑑条例 第8条 | | |
| 例 規 番 号 | 平成17年条例第16号 | | |
| <p>【根拠条文】 (登録の廃止の申請)</p> <p>第8条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録を廃止しようとする場合には、町長に対して自ら書面によりその旨を申請しなければならない。この場合、申請書には登録している認可地縁団体印鑑を押印するものとする。</p> <p>2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該登録された認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、町長に対して直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。この場合、当該申請には個人印鑑を用いるものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 3日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成26年7月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |